府　令

○内閣府令第七十四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の二十五第四項及び第四十一条の五十七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等） **第二十六条の五十一**　法第二十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））及び性別 ［二～四　略］ ２　［略］	（貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等） **第二十六条の五十一**　［同上］ 一　本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）及び性別 ［二～四　同上］ ２　［同上］
（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第10号**（第26条の51関係） 貸金業務取扱主任者登録簿 登録番号　登録年月日 ［(1)～(3)　略］ (4)本籍　性別 （日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等） ［(5)・(6)　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］	（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第10号**（第26条の51関係） 貸金業務取扱主任者登録簿 登録番号　登録年月日 ［(1)～(3)　同左］ (4)本籍　性別 （日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍） ［(5)・(6)　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］
（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第11号**（第26条の52関係） 年　月　日 金融庁長官 殿 貸金業協会会長 氏名 貸金業務取扱主任者登録申請書 私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。 ［図略］	（日本産業規格Ａ４） **別紙様式第11号**（第26条の52関係） 年　月　日 金融庁長官 殿 貸金業協会会長 氏名 貸金業務取扱主任者登録申請書 私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。 ［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］